

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

大分国民年金 事案 636

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月まで

私は、社会人になったら国民年金に加入するのは国民の義務だと認識していたので、他の公的年金との切替手続も怠りなく行い、国民年金保険料を納めてきた。同じ会社に勤めていた叔父とも同じような納付をしてきたのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後に他の公的年金との切替手続を複数回適切に行っていることから、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人は、「会社の従業員が皆、国民年金に加入するのは義務だと考えており、他の年金との切替手続や保険料納付もきちんと行っていた。」と主張しているところ、申立人と同じ会社に勤めていた申立人の叔父及び同僚も、船員保険との切替手続を適切に行った上で、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人に係るA町（現在は、B市）保管の国民年金被保険者名簿と社会保険事務所（当時）保管の特殊台帳には、納付記録が相違している点が見受けられ、後日社会保険事務所（当時）により納付記録の訂正処理が行われていることが確認でき、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和39年3月10日、資格喪失日は40年10月1日、また、B社における厚生年金保険被保険者資格取得日は40年10月1日、資格喪失日は41年3月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和39年3月から同年7月までは2万6,000円、同年8月から40年9月までは3万円、また、40年10月から41年2月までは3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から41年3月まで

私は、昭和39年3月、A社C工場から同社D工場に転勤した。約1年後に同社はB社と合併し、41年3月に再度同社E工場に転勤した。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間において、A社及びB社（A社はB社に合併）に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録並びにA社及びB社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に、申立人と氏名、生年月日、厚生年金保険記号番号が一致する、基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和39年3月10日、資格喪失日は40年10月1日、また、B社における厚生年金保険被保険者資格取得日は40年10月1日、資格喪失日は41年3月20日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、A社及びB社に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和39年3月から同年7月までは2万6,000円、同年8月から40年9月までは3万円、また、40年10月から41年

2月までは3万円とすることが必要である。

大分厚生年金 事案 416

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月28日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額を60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年9月まで

私は、昭和16年から20年9月までA社B工場に勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びA社の回答並びに同社が保管する職工名簿から、申立人が、昭和16年12月6日から20年9月28日までの期間においてA社B工場に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録には、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者記録は確認することができないものの、同社同工場の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人と氏名、生年月日が一致する、基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険被保険者記録（昭和19年6月1日取得、20年9月28日喪失）が確認できる。

さらに、当該被保険者名簿には申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年6月1日付けであることが確認できるものの、19年法律改正により同年10月1日に女性が厚生年金保険の適用開始となっていることから、申立人の被保険者資格取得日は同年10月1日とすることが妥当であり、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月28日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、A社B工場に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録から60円とすることが必要である。

大分厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については600円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月6日から21年7月29日まで
私の夫は、A社に勤務していた。

A社B所に照会した結果、「昭和20年11月6日入社、21年7月28日退社」という人事記録がある旨の回答をもらったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会した結果、「申立人と同姓同名で生年月日が不明の『昭和20年11月6日入社、21年7月28日退社』という人事記録がある。」と回答している。

また、申立人が記憶する元同僚に照会した結果、「申立人と同級生で、同期(昭和20年10月)でA社に入社し、申立期間も勤務していた。」と証言しているところ、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によれば、当該元同僚は、昭和21年1月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが認められる上、当該元同僚の手帳記号番号の2番後に、申立人の手帳記号番号が記載されていることが確認できることから、申立人がA社に当該元同僚と同期入社した当時に新規に払い出された手帳記号番号に相違ないものと判断できる。

しかしながら、申立期間におけるA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認することができない上、当該名簿には被保険者資格取得日が

昭和 21 年 1 月 1 日付けの健康保険被保険者整理番号が多数欠落していることが確認できる。

また、当該名簿は書換え後（表紙の摘要欄に「昭和 26 年 6 月 27 日」と記載）の名簿であると推認されるところ、書換え前の名簿は社会保険事務所（当時）に保管されておらず、記載内容を確認することができない。

なお、社会保険業務センター（当時）に照会したところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は確認できないとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 21 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 29 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、同性、同年齢の元同僚の記録から 600 円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 11 月 6 日から 21 年 1 月 1 日までの期間については、同期入社した元同僚が 21 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得していることが認められるところ、当該元同僚は「最初は試用期間だったのかもしれない。」と証言している上、A 社に照会した結果、「期間は分からないが、当時も試用期間はあったように思われる。」と回答していることから、当時、事業主は従業員を入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A会に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同会における資格取得日に係る記録を昭和 20 年 7 月 15 日に、資格喪失日に係る記録を同年 10 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、70 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 7 月 15 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 7 月 9 日に学校を卒業し、同年 7 月 15 日から A 会に勤務した。

私は、就職及び退職の辞令並びに給与明細書を所持しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する就職及び退職に係る辞令、給与明細書及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A会に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A会は、オンライン記録では適用事業所として確認することができないが、事業所番号等索引簿にその事業所名が記載されていることなどから、申立期間当時、適用事業所であったと認められる。

2 さらに、社会保険事務所（当時）には、A会の厚生年金保険被保険者名簿が保管されておらず、申立期間当時の厚生年金保険手帳記号番号払出簿においては相当数の空欄が見受けられる。

加えて、オンライン記録では、厚生年金保険手帳記号番号払出簿で確認できるA会の被保険者と考えられる者が確認できない。なお、申立人及び元同僚が当時一緒に勤務していたと記憶する 13 人のうち一人については同会に係る被保険者名簿が確認できないにもかかわらず、オンライン記録において

同会のものと推認される記録が確認できる。

その上、社会保険業務センター（当時）に照会したところによれば、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は確認できないとしている。

ちなみに、公文書館の資料によれば、昭和 23 年 2 月 9 日に県庁は火災の被害に遭っており、当時の新聞によれば「書類の半分は持ち出したが重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業所の協力を得て再生できると思う。」と B 課が述べていることが確認できるところ、県の元担当職員は「県庁は、昭和 23 年に火災の被害に遭い焼失した厚生年金記録の修復作業に当たった。1 年くらいかけて修復作業を行ったものの、全喪事業所もあったので完全に修復できたか否かは不明である。」旨を証言している。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が主張する昭和 20 年 7 月 15 日に被保険者資格を取得し、同年 10 月 1 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から 70 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から28年4月16日まで

私は、昭和27年4月にA社B支店に定期採用の高校卒で入社してから44年1月に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在、C社）が保管する人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、同社B支店に、昭和27年4月1日に入社し、以後継続して勤務していたことが確認できる。

また、C社に照会した結果、同社は、「人事記録で確認できる入社日が社会保険の加入日であるべきであり、入社日から保険料は控除されていたものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の資格取得日（昭和28年4月16日）における標準報酬月額である6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に行

ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年7月9日）及び資格取得日（昭和39年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月9日から39年6月1日まで

私は、昭和37年10月から40年3月まで、A社で正社員として継続勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年10月から40年3月までA社に継続して勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立人は、同社において、37年10月5日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、38年7月9日付けで被保険者資格を喪失し、39年6月1日付けで再取得していることが確認でき、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、A社で勤務していた同職種の複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該元同僚らは、申立人が申立期間において勤務内容及び職種等が変わることはなくA社に継続して勤務していた旨証言しているところ、社会保険事務所（当時）の記録によれば、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者については、当該元同僚らを含めすべての者の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、申立期間当時にA社の経理事務担当者であった者は、「当時、すべ

ての従業員を社会保険に加入させていたはずだと思う。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同職種の元同僚の記録から判断すると、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、昭和47年3月31日付けで全喪しており、当時の事業主も既に死亡していることから確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年7月から39年5月までの期間の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分国民年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年12月まで
昭和38年6月にA町に転居した際、町役場の職員に強制だからと言われて、国民年金に加入し、申立期間当初までさかのぼって保険料を納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和38年6月に国民年金に加入した旨を主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が保管している年金手帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の夫と同時期である昭和41年12月に払い出されていることが確認できる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した昭和38年6月時点で申立期間の国民年金保険料を納付した旨を主張しているところ、特殊台帳及び申立人が所持する領収書によると、申立人が国民年金に加入した後の42年5月と43年12月の2回にわたり、申立期間直後の40年1月から42年1月までの夫婦二人分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、これらの時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であったと推認される。

なお、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人が昭和41年12月に国民年金の加入手続を行った際に、国民年金制度発足時の35年10月（保険料納付は36年4月から）にさかのぼって資格取得がなされたものと認めら

れ、実際に資格取得月から保険料を納付していたことを示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 638

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

私が20歳になった学生の時、父親が町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、毎月、国民年金保険料を町役場で納付したと思う。年金手帳には、初めて被保険者となった日が平成元年*月*日と記入されている。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとされる父親は、納付時期、納付金額等の記憶が曖昧^{あいまい}なため、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から、平成3年4月ごろに払い出されていることが確認できるところ、学生の国民年金への加入については、3年4月の制度改正により任意加入から強制加入となり、当該制度改正に伴い、申立人についても国民年金への強制加入が行われたものと推認できる。このことから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年4月時点では、制度上、保険料納付はできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には「初めて被保険者となった日」として、申立人の20歳到達時である「平成元年*月*日」と誤記載されているものの、オンライン記録には、本来の資格取得日である「平成3年4月1日」と正確に記録されていることから、申立期間に係る過年度納付書が発行された可能性も考え難い。

このほか、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 639

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和55年ごろ町役場から国民年金の特例納付はこれが最後だと言われ、保険料60万円くらいを納付しているはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、「昭和55年ごろ、町役場から国民年金の特例納付はこれが最後だと言われ、保険料60万円くらいを納付した。」と主張しているところ、A町(現在は、B市)保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、i) 昭和53年1月から54年3月までの期間の国民年金保険料(3万9,360円)を55年4月10日に過年度納付していること、ii) 36年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料(57万6,000円)を55年6月28日に特例納付していることがそれぞれ確認でき、申立人が主張する金額とほぼ一致する。

さらに、申立人は、上記過年度納付及び特例納付(合計159月)したことにより、申立人が60歳到達時まで国民年金保険料を納付した場合に年金受給に必要な納付月数(192月)を満たすこととなり、A町は、申立人の年金受給に必要な最低限の納付月数に対する不足月数を計算して、特例納付及び過年度納付の納付書を発行したと考えられる。

加えて、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 413

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
私は、中学校を卒業後、A社に入社したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A社（後のB社）に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人と同年齢で同職種の元同僚に照会した結果、「昭和 34 年 3 月に中学校を卒業後、A社に入社した。」と証言しているところ、当該元同僚の被保険者資格取得日は、申立人と同様に昭和 34 年 7 月 1 日付けであることが確認できる上、元同僚の一人は、「当時は 3 か月程度の試用期間があり、正社員となった時に社会保険に加入した。」旨を証言している。

また、前職からA社に、転職した複数の元同僚は、「転職後、期間をおかずにA社に入社した。」と証言しているものの、当該元同僚には2か月から5か月間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、事業主は、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認することができず、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から27年2月1日まで
私は、A社B支店C営業所に昭和23年10月から勤務し、24年7月1日に正社員になったのに申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B支店C営業所の後に勤務したDが保管する履歴書及び元同僚の証言から、申立人が、同社同支店同営業所に昭和23年10月に入社後、29年2月に退職するまで継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社同支店において、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚は121人いることが確認できる。

また、元同僚の一人は、「昭和27年に労使交渉し、それまで厚生年金保険に加入していなかった多数の従業員が厚生年金保険に加入した。私は、23年に入社したが、27年から被保険者記録がある。」旨を証言している上、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の元同僚は被保険者資格取得日以前に雇用保険資格を取得している。

さらに、証言を得ることができた複数の元同僚に照会した結果、当該元同僚のすべてが「厚生年金保険被保険者資格取得日より2、3年前に入社した。」と証言している上、A社E支店が保管する人事記録から、入社年月日が確認できる4人の従業員すべては、厚生年金保険被保険者資格取得日以前に入社していることから、同社B支店は当時、一定期間内に採用した者を昭和27年2月1日にまとめて加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から30年7月1日まで

私は、A組合に勤務した期間について社会保険庁（当時）に照会したところ、厚生年金保険被保険者記録は確認できないとの回答を受けた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B組合連合会が保管する旧組合役職員名簿及び社会保険事務所（当時）が保管するA組合（現在、C組合）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が、昭和28年6月10日から30年7月1日までの期間において同組合に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、申立人が記憶する前任者及び元上司については、A組合の健康保険被保険者記録は確認できるが厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、前任者等は居所が不明であり、証言を得ることができないが、当該被保険者名簿の事業所記号及び元同僚の被保険者記録から判断すると、A組合は当時、健康保険のみの適用事業所であったと考えられる。

さらに、C組合に照会した結果、同組合は、「当時の社会保険の関係資料は保管しておらず、不明である。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 26 日から同年 7 月まで

私の給与月額は雇用保険被保険者離職票で約 20 万円となっていることが確認できるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険被保険者離職票で給与月額が約 20 万円となっていることが確認できることから、給与月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたと主張しているものの、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の写しから、同社は、申立期間に係る標準報酬月額を 11 万円で届け出ていることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、厚生年金基金の資格取得時の標準給与月額と一致していることが認められる。

また、A社に照会した結果、同社は、「被保険者資格取得は入社当初の基本給等固定賃金で届け出ており、その額に相当する厚生年金保険料を控除している。」旨を回答しているところ、申立人と同時期に被保険者資格を取得している 30 人の従業員のすべてが申立人と同様に被保険者資格取得後の 8 月の随時改定及び 10 月の定時決定で大幅に標準報酬月額が改定されていることが確認できる。

なお、オンライン記録において、申立人及び元従業員の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して訂正された形跡は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。